

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の自宅で食品販売業を営んでいた申立人らの家財について、自宅内に食品原料を残したまま避難したため、避難中に動物が侵入して家財が著しく損傷したとして、直接請求手続における帰還困難区域の定額賠償額と同額の損害額が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、申立人X2（申立人兩名を合わせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人とは、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないこととする。

記

ア 申立人X1について

- (1) 一時立入費用
- (2) 避難費用（宿泊費用）
- (3) 精神的損害（増額事由）
- (4) 診断書取得費用
- (5) 家財に係る財物損害
- (6) 仏壇に係る財物損害
- (7) 別紙物件目録記載の土地に係る財物損害
- (8) 別紙物件目録記載の建物に係る財物損害
- (9) 家財購入費
- (10) 通信費増加費用
- (11) ミネラルウォーター購入費用

イ 申立人X2について

- (1) 一時立入費用
- (2) 避難費用（宿泊費用）
- (3) 精神的損害（増額事由）
- (4) 診断書取得費用

ウ 申立人らについて

本件和解仲介に関する弁護士費用

期 間 ア(1) (2) (4) (10) (11)、イ(1) (2) (4) について

平成23年3月11日から平成25年12月末日まで

ア(3)、イ(3) について

平成23年3月11日から平成26年11月末日まで

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1記載の損害項目及び期間について、申立人らに下記内訳に掛かる和解金金29,244,456円の支払義務があることを認める。

(内訳)

ア 申立人X1について

(1) 一時立入費用	231,680円
(2) 避難費用(宿泊費用)	140,000円
(3) 精神的損害(増額事由)	1,470,000円
(4) 診断書取得費用	5,250円
(5) 家財に係る財物損害	1,500,000円
(6) 仏壇に係る財物損害	400,000円
(7) 別紙物件目録記載の土地に係る財物損害	6,595,717円
(8) 別紙物件目録記載の建物に係る財物損害	15,456,683円
(9) 家財購入費	855,000円
(10) 通信費増加費用	27,846円
(11) ミネラルウォーター購入費用	100,000円

イ 申立人X2について

(1) 一時立入費用	20,000円
(2) 避難費用(宿泊費用)	140,000円
(3) 精神的損害(増額事由)	1,440,000円
(4) 診断書取得費用	10,500円

ウ 申立人らについて

本件和解仲介に関する弁護士費用	851,780円
-----------------	----------

3 支払方法

(省略)

4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)については、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 確認条項

申立人ら及び被申立人は、本和解契約書第1項の財物(不動産)について、仮に本和解による賠償がその価値の全部の賠償である場合でも、その支払いにかかわらず所有権は移転しないことを相互に確認する。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年1月15日

(別紙物件目録省略)

(仲介委員 上妻英一郎)